

国土交通省におけるこれまでの主な取り組み（方針・大綱等）

- ◇ 文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針（平成8年6月） … 1
- ◇ 美しい国づくり政策大綱（平成15年7月） …… 3
- ◇ 文化観光懇談会 中間的報告（平成18年8月） …… 7

<参考> 個別分野等での主な取組事例

- 地域いきいき観光まちづくり【平成18年8月】
- 古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告【平成18年7月】
- 道路ルネッサンス研究会報告【平成18年7月】
- 港湾環境施策の進捗状況と今後の展開（交通政策審議会港湾分科会）【平成18年6月】
- 日本風景街道（シーニック・バイウェイ・ジャパン）戦略会議【平成17年12月から】
- 道を活用した地域活動円滑化のためのガイドライン【平成17年3月】
- 歴史・文化に根ざした郷土の川づくりのための調査手引き書【平成17年2月】
- 道と文化を語る懇談会（平成12年6月から平成14年6月）

『文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針』の概要 (平成8年8月)

基本的考え方

文化の内部目的化

- 「文化」の尊重、創造への配慮を行政の本来的使命として再認識
- 歴史文化の尊重や保存、後世に残る質の高い文化ストック形成のため、短期的な効率性や経済性のみにとらわれない長期的な視野からの取組を重視

3つの留意事項

- 公共団体、住民、企業など地域の主体的な取組の支援が国の役割
- 地域の多様な選択に応えられる柔軟な施策メニューを用意
- ハードの整備にソフトが伴うようソフトの育成・充実の支援と連携

3つの基本的視点

先人が築いた文化ストック、大切にしてきた自然、歴史に培われた地域の個性を大事に守り・活かし、調和する地域づくり・まちづくりを実現。

日常生活空間の質や水準を高め、文化性豊かな生活環境を享受できるような地域づくり・まちづくりを実現。さらに新たな文化の創造に積極的に貢献。

点としての個々の質を高めるばかりでなく、線・面として質を高め、空間全体として文化性豊かな地域づくり・まちづくりを目指す。

進め方 5つのキーポイント

①歴史文化との調和を図る計画システムの充実

歴史的・文化的遺産の保存や調和の図り方等について、計画段階から関係者の幅広い参画と協力を得て、検討・調整するシステムを充実

②新たな文化創造に資する計画システムの重視

新たな街のシンボルとなる・影響の大きい住宅・社会資本整備では、オピニオンリーダー、有識者等から幅広い知恵を集約し活かすシステムを重視

③広範な連携の推進

行政分野相互の密接な連携とともに、官民の連携と適切な役割分担を重視

④先導事例づくりを通じた知恵の蓄積と人材育成

先導役としての具体的な整備事例づくりを通じて知恵やノウハウを蓄積し、さらなる展開。また、歴史・文化に見識と能力をもつ人材の育成に取り組む。

⑤技術開発と事業や支援策の工夫

技術開発研究及び事業手法等の検討の推進とともに、裾野の広い取組を応援するためコンクールや表彰制度などを工夫・充実

文化を守り育む地域づくり・まちづくり 21の展開 (事例紹介)

(1) 地域の歴史文化の息吹を伝え新たな調和を生み出す住宅・社会資本整備

- ①古の文化を偲ばせる史跡等を守り・蘇らせる
 - 1 史跡保存・復元型
- ②伝統的まちなみを保全・再生する
 - 2 伝統的まちなみ保存型
- ③我が国文化を支えた土木施設や建築物を保存・活用する
 - 3 歴史的土木施設保存・活用型
 - 4 近代建築物保存・活用型
- ④心のふるさととしての自然の風景を守る
 - 5 都市内の緑・水辺の保全・創出型
 - 6 地域の自然風景・名勝の尊重・再生型

(2) 新たな生活空間や地域文化を創出する住宅・社会資本整備

- ①社会資本の充実で新たな生活空間・都市空間を創出する
 - 7 シンボル景観創出型
 - 8 新たな街の顔創出型
 - 9 伝統モチーフ活用整備型
- ②新しい住まいやまちなみを創造し生活文化を育む
 - 10 都心居住による都市文化醸成型
 - 11 新たな居住デザイン提案型
 - 12 伝統を活かした住宅・まちづくり型
- ③新しい余暇文化を育み憩える場や機会を充実する
 - 13 新余暇空間創出型

(3) 魅力と個性ある地域文化の醸成・発信を支援する場づくり

- ①伝統文化や行事を支え現代に伝える場をつくる
 - 14 伝統芸能・工芸の場づくり型
 - 15 祭り・行事の舞台づくり型
 - 16 土木・建築技能の伝承支援型
- ②文化交流やふれあいの拠点を創出する
 - 17 文化の発信・交流拠点整備型
- ③国際交流を深めるための場をつくる
 - 18 国際文化交流の場づくり型

(4) 地域住民の参加と共感による地域づくり・まちづくりが生活文化を育てる

- ①地域の個性あふれる自主的なまちづくり活動を支援する
 - 19 自主的まちづくり支援型
 - 20 歴史文化の地域連携支援型
- ②社会資本の整備や維持管理への地域住民の参加を進める
 - 21 住民参加の整備・管理促進型

『美しい国づくり政策大綱』の概要

(平成15年7月)

大綱策定の背景と現状

- 戦後我が国では、効率性、機能性を重視、景観・風景は雑然とし美しさに欠けているのではないかと指摘
- 社会資本に関しても、景観・風景への配慮に欠けるきらいがあった点は、事業者として率直に反省すべき
- 良好な景観形成の努力も続けられてきているが、広がりや厚みのある取り組みには至っていない
- 人口減少、都市再生の局面を迎えるとともに、社会資本も緊急整備から重点的整備へ転換期を迎えている今は、むしろ良好な景観をじっくりつくる絶好の機会
- 「個性ある地域の発展」の大きな要素として地域の美しさ
- 観光立国を目指し、魅力向上が課題

美しい国づくり政策大綱の策定

各地域が地域の特性に根ざした個性ある美しさを競い合いながら発展する美しい国づくり・地域づくりのあり方を打ち出し

本大綱に基づき国土交通省は具体的施策を実施

美しい国づくり・地域づくりについて、広く議論・参画が促進されることを期待

美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方

(1) 取り組みの基本姿勢

- 地域の個性重視
- 美しさの内部目的化
- 良好な景観を守るための先行的、明示的な措置
- 持続的な取り組み
- 市場機能の積極的な活用
- 良質なものを長く使う姿勢と環境整備

(2) 地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方

- 美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開

(3) 各主体の役割と連携

- 住民、NPO、地方公共団体、国、企業、専門家の役割
- 施策連携、機関連携、協調

(4) 各主体の取り組みの前提となる条件整備

- 人材育成、情報提供等、技術開発

今後具体化させる主要施策

- 公共事業の事前評価や事後評価等において景観を評価する仕組みを確立
- 分野ごとに良好な景観形成を図るための景観形成ガイドラインを策定
- 良好な景観の保全・形成を総合的かつ体系的に推進するための基本法制を制定
- 屋外広告物制度の充実とあわせ、観光地など一定地区で違反屋外広告物等の除却を短期かつ重点的に実施
- 幹線道路に加え、歴史的景観地区等においても電線類地中化の一層の推進を図るための取り組みを実施
- 地方公共団体や住民等が地域景観の点検を行い、点検結果を景観の改善・保全に活用する取り組みを促進

美しい国づくりのための施策展開

実効性確保を主眼に具体的施策を展開

一定年限に達成すべき目標を明示し短期間で重点的・集中的に取り組む

1 / 2

①事業における景観形成の原則化

・景観形成に寄与する要素を事業実施の際にグレードアップ的に実施するのではなく原則化

(例) 道路防護柵の景観への配慮を原則化
(ガイドラインを平成16年度に作成)

②公共事業における景観評価システムの確立

・事前評価においては、評価結果を計画案に反映
・事後評価においては、完成後の状況について事前評価結果と比較し今後の検討・評価に活用
(平成15年度に検討、平成16年度に試行的に導入)

③分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

(平成16年度までに策定)

④景観に関する基本法制の制定

・良好な景観の形成・保全を図るための総合的な計画、幅広く景観に関する行為規制を行う仕組みなどを内容とする基本法制の確立 (平成16年度目標)

⑤緑地保全、緑化推進策の充実

・都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を推進するため、都市公園法、都市緑地保全法を統合・充実 (平成16年度目標)

⑥水辺・海辺空間の保全・再生・創出

・関係事業の連携の下で水質改善や放置艇・消波ブロック等景観阻害要因を除却するなど総合的取り組みを推進 (平成15年度より順次実施)
・港湾計画など法制度等の充実 (平成16年度目標)

⑦屋外広告物制度の充実等

・屋外広告物法の改正 (平成16年度目標)
・観光地など一定の地区を対象に関係者が連携し、短期間に違反屋外広告物、不法占用物等を集中整理 (平成15年度開始)

⑧電線類地中化の推進

・電線類地中化のコスト縮減、区画道路等における地方公共団体等への支援制度等を検討し、新たな「電線類地中化計画」(平成16年度～)を策定
・観光振興の観点から地区を選定し地区内の主な道路は5年目途に地中化を完了

⑨地域住民、NPOによる公共施設管理の制度的枠組みの検討

(平成16年度より順次実施)

⑪市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進

・耐久性の高い良質な物件が不動産市場で適正に評価されるよう、中古住宅性能表示制度等の普及促進、成約価格も含めた土地取引関連情報の流通促進、SI(スケルトン・インフィル)住宅等の開発・普及等を推進(平成15年度より順次実施)

⑬保全すべき景観資源データベース

・全国の各地域における保全すべき優れた景観資源が登録されたデータベースを構築
(平成15年度に公開、順次拡充)

⑮技術開発

・最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術、GIS(地理情報システム)を活用した三次元景観シミュレーションを開発(平成16年度より順次成果)

⑩多様な担い手の育成と参画推進

・NPO等の育成支援や活動の場の提供、専門家の組織化推進、住民、行政機関職員、技術者の研修や学習の推進等により景観に関する意識や技術を向上(平成15年度より順次実施)

⑫地域景観の点検促進

・地方公共団体、NPO、まちづくり団体等が各地域の景観の点検
・景観阻害要因は改善努力、保全すべき優れた景観はデータベースに登録し活用
(平成15年度に試行開始、16年度支援拡充)

⑭各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

・収集・蓄積した各種情報を国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより広く提供・公開(平成15年度にポータルサイト開設、順次拡充)

『文化観光懇談会』 中間的報告 概要

(平成18年8月)

【開催趣旨】

- 現在、国土交通省では、観光立国実現のため国際競争力ある観光地づくりやビジット・ジャパン・キャンペーンを通じた日本の魅力の世界への戦略的発信に取り組んでいる。
- 観光による交流を単に一回限りの異文化との出会いにとどめることなく、より深い相互理解につなげていくためには、我々日本人の日本の歴史や文化への理解を深めるとともに、外国人の視点をも取り入れて文化観光資源を発掘・活用し、それらを多くの旅行者に、好みに応じて触れ・体験できるようにすることが重要と考えられる。
- こうした観点から、国土交通省では、「文化観光懇談会」を設置し、文化観光の振興について検討を行うこととした。

- 観光立国を実現するため、国際競争力ある観光地づくりやビジット・ジャパン・キャンペーンの展開等を推進してきた結果、近年、海外から日本への来訪者数が着実に増加している。
- そうした中、より多くの海外からの訪問者に日本の風土、文化、また歴史に直に触れ、より深く・適切に日本を知ってもらうことが国際相互理解や友好親善のうえからも重要であるとの認識が高まっている。
- 一方、そもそも海外からの多くの訪問者を迎えるにあたり、日本について紹介するためにも日本人一人一人が自らの風土、文化、また歴史に対する認識や理解を深めることにより、自らのアイデンティティを再確認し、地域や日本の魅力の発信力を強化することが重要との認識も高まっている。

- こうした認識に立ち、本文化観光懇談会では、「日本人自身の日本の歴史や文化への理解を深めるとともに、外国人の視点をも取り入れて文化観光資源を発掘・活用し、それらを多くの旅行者に、好みに応じて触れ・体験できるようにすること」を目的に、平成17年7月以来3回の懇談会で文化観光の進め方について自由な意見交換を行い、議論を深めた。
- さらに、これら本懇談会委員の議論を踏まえ、日本の風土、文化、また歴史を内外に発信するための試みを実施した。
 - ・日本の庭園から日本人の美意識・自然観を学ぶモデルツアー実施
 - ・文化観光シンポジウム「文化観光の集い ～違いを認める文化～」開催
 - ・文化庁が公募した「わたしの旅」プランを活かしたモデルツアー実施、リーフレット等作成・配付

○今後ともこうした試みを継続することによって、旅行者の関心や知識の程度に応じつつ、我が国の風土、文化、また歴史に係る由来、考え方、慣習、歴史的意義などをわかりやすく解説しつつ日本そのものを理解してもらうための文化観光を振興することが、観光立国を進めるうえで不可欠であるとの共通認識に至っている。

○また、日本文化の特色として、懇談会等で述べられたキーワードとしては、

- ・「違いを認める文化」
- ・「多様性を許容する文化」
- ・「多宗教・多宗派を許容しつつ、それらに基づく文化」
- ・「生活の中に息づく文化」
- ・「自然や祖霊を敬う精神文化」
- ・「多文化の融合（フュージョン）としての所産」
- ・「極められた繊細さ」
- ・「わび・さびのように研ぎ澄まされた美意識」
- ・「非相称性」
- ・「軽快性」
- ・「小綺麗さ」

などがあった。

こうしたキーワードを集成しつつ、それらを活用し適宜に具体的な自然、空間、場、作品、生活等に即してわかりやすく解説することの重要性と難しさも指摘されたところである。

○これらを踏まえ、今後、本文化観光懇談会としては、文化観光を実践している人々から、その知識・経験を聴取するとともに、そうした人材の育成・支援、文化観光を学ぶ場の開設等や日本文化の発信力強化のための方策を探っていくこととしたい。

例えば

- ・ガイド育成モデルツアーの実施
- ・各地での文化観光講座（仮称）提供
- ・日本の文化をわかりやすく海外に伝える著名な「日本文化論」などの一部抜粋（翻訳版）を日本PR冊子の中で紹介
- ・地域の文化をわかりやすい物語で紹介する冊子（今までと全く違ったガイドブック）の刊行の検討
- ・地域における文化観光推進体制の検討
etc.